

第7期古賀市介護保険運営協議会（平成30年度第1回）会議録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき会議録を作成する。

1. 日時 平成30年5月25日（金）19時00分から21時00分まで

2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室

3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、高田武代 委員、加藤伊知郎 委員
酒井康江 委員、河村正彦 委員、柴田壽一 委員
中野淳子 委員、前野早月 委員

4. 欠席委員 なし

5. 傍聴者 なし

6. 議題

(1) 運営協議会の趣旨等について

- ・古賀市介護保険条例
- ・古賀市介護保険運営協議会規則
- ・傍聴要領

(2) 第7期介護保険事業計画の概要

(3) 平成30年度の運営協議会スケジュールについて

(4) 地域密着型サービス事業所の指定について

(5) 地域密着型サービスの公募について

認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護

7. 資料

【資料1】第7期（2018年度～2020年度）古賀市介護保険運営協議会委員名簿

【資料2】平成30年度古賀市保健福祉部介護支援課職員体制

【資料3】古賀市介護保険運営協議会の趣旨等について

- ・古賀市介護保険条例
- ・古賀市介護保険運営協議会規則
- ・傍聴要領

【資料4】古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2018～2020年度ダイジェスト版

【資料5】平成30年度古賀市介護保険運営協議会スケジュール

【資料6】「デイサービス さくら苑」の指定更新について

【資料7】地域密着型サービスの整備スケジュール

【資料8】平成30年度古賀市介護予防支援業務委託事業所一覧（平成30年5月1日現在）

8. 署名（規則第6条第2項）

| | |
|-------------|---|
| 会長 | 印 |
| 会長の指名する出席委員 | 印 |

9. 会議内容

(1) 副市長あいさつ

(2) 委嘱書交付

代表で大久保委員に委嘱書交付

(3) 会長・副会長専任

自薦なし 事務局より選任

会長： 甲斐委員

副会長： 福岡委員

(4) 自己紹介

委員、事務局各自自己紹介

(5) 運営協議会の趣旨等について

介護支援課より、古賀市介護保険条例（以下「介護保険条例」という。）、運営協議会規則、傍聴要領について説明。

【質疑】

- 介護保険条例は何度も改正があったと言うが、どの部分がか変わったのか知りたい。協議会の趣旨が変わっていったのか。
- ⇒ 3年ごとの法改正により、地域密着型サービスなどの新たなサービスが増えるなどした場合に改正が行われたもの。協議会の趣旨等の基本部分については当初より変更はない。

(6) 第7期介護保険事業計画の概要

介護支援課より、第7期古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について説明。

【質疑】

- 「事業対象者」とは何を指すのか。要支援認定より介護の程度が軽いものなのか。
- ⇒ 基本チェックリストにより一定の点数を超えた人が「事業対象者」として認定されるもの。要支援認定と介護の程度は同等だが、事業対象者は利用できるサービスが限定される。事業対象者の認定は基本チェックリストのみであるため、認定に時間がかからず早くサービスを利用できるという利点がある。

- 保険者ごとに実績評価をするようになるが、スケジュールや交付金について知りたい。
- ⇒ 現時点での予定では、秋ごろに評価があり、結果に応じて交付金を案分していくこととなる。評価等については協議会で審議をしてもらう予定。

- 利用者負担割合の区分の中に3割負担があるが、古賀市ではどのくらいの影響（対象者）があるのか。
- ⇒ 正確な数ではないが、200人くらいになるのではないかと推測される。

- 介護保険料算定における「総事業費」とは何を指すのか。
- ⇒ 介護保険サービス給付費、高額介護サービス費、地域支援事業費など介護保険のサービスに係る費用のこと。

- 介護の担い手の不足が問題となっているが、どのように考えるか。
- ⇒ 福岡県のシルバー人材センターで、総合事業の基準緩和型訪問型サービスを担う人材の育成研修をしている。従来の訪問介護サービスの資格の基準にくらべて総合事業の基準は緩和されている。

- 介護予防事業のなかの鍵盤ハーモニカの事業の参加者がボランティアをしたいと言っているがゆいのサポーター登録はしていない。身につけた技術を生かす場があることをアピールしてほしい。
- ⇒ 音楽に限らずいろいろな活動があり、ゆいが地域とのマッチングをしている。地域と施設（ゆい）がつながることができる。

- かかりつけ医でないと自宅での看取りはできないのか。古賀市で看取りができる医療機関はあるのか。
- ⇒ かかりつけ医が看取りをするのが望ましいが、対応ができる医療機関ばかりではない。看取りの希望がある時は、かかりつけ医に相談して対応できる医療機関を紹介してもらうことができる。また、地域包括支援センターで古賀市近隣の看取りの対応ができる医療機関を把握しており、紹介をすることができる。
- ⇒ (会長) 看取りの医師を探すことは基本的に難しいことではない。医療機関の問題より「御家族が自宅で看取りをする」ということが難しい。在宅での介護が可能かどうかということから考えてみてはどうか。

(7) 平成 30 年度の運営協議会スケジュールについて

介護支援課より、平成 30 年度介護保険運営協議会スケジュールについて説明。

【質疑】

- 地域密着型サービスの指定をするにあたり、保険者の規模によって利用者数や事業規模等決まっているのか。
- ⇒ 市民へのニーズ調査や利用実績などから、市が必要量を算出して決めている。

- 事業所の指定をするのは、事業所から希望して手を挙げるのではなく、計画によって必要量を定めてから事業所を募るということになるのか。
- ⇒ 施設や居住系のサービスは必要量を超過しないようにする必要があるが、訪問・通所系のサービスは希望により指定申請があり上限は定められていない。ただし、今年度より保険者の判断で訪問・通所系サービスが必要量を超える場合は指定を拒否することができるようになった。

(8) 地域密着型サービスの指定について

介護支援課より、平成30年5月1日指定の地域密着型サービス事業所について報告。

【質疑】 なし

(9) 地域密着型サービスの公募について

介護支援課より、地域密着型サービスの公募について説明。

【質疑】

- 場所はどこになるのか。場所の指定はするのか。
⇒ 特に指定はせず、古賀市全域で考えている。

- 事業所は何か所を予定しているのか。
⇒ 1か所で考えている。

- 開設したとしても、事業所としての利益はあるのか。
⇒ 利用者が定員を下回る場合は赤字が生じることはあると思うが、今回の事業は認知症の人を対象としており、今後対象者が増えていくことを考えると施設は必要と考えられる。市も事業の周知をする等の協力をしていく。

- 現在、グループホームは古賀市内に何事業所あるのか。
⇒ 5事業所ある。(各事業所の定員と地域の説明をする)

- 古賀市内でグループホームと呼んでいる団地や空家を利用した数人単位の住まいがあるが同じ種類のものなのか。
⇒ 障害者福祉サービスのグループホームであり、今回介護保険で整備する事業所とは異なるもの。

- 整備をするにあたり、地域バランスを考えて計画したのか。今まで整備する中で地域バランスを考えていたか。
⇒ 第7期では地域を定めず、市内全域を対象として考えている。過去に市内を中学校区ごとの3圏域に区分していた時期は、圏域ごとに整備計画をしていたが、現時点では各事業所がバランスよく配置されていることから地域の定めは考えていない。協議会の中で「ぜひ、この地域に」という意見があればいただきたい。

- 次回の7月の協議会では決定事項となるのか。
⇒ 7月の協議会では、公募資料の案をもとに意見をいただきたい。

10. その他

- ・議事録について
署名については甲斐会長と酒井委員にお願いする。
- ・次回開催日程について
7月9日の予定

以上